

川崎市告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和7年5月23日

川崎市長 福田紀彦

令和6年度 医科（診療所）の部 廃止

指定番号	廃止 年月日	名 称 開 設 の 場 所
川－20763	令和7年3月14日	岩城整形外科 多摩区菅1－5

令和6年度 薬局（調剤）の部 廃止

指定番号	廃止 年月日	名 称 開 設 の 場 所
川－30813	令和7年2月28日	コトブキ調剤薬局武蔵小杉店 中原区小杉町1－403 武蔵小杉タワープレイスビル1F
川－30478	令和7年3月16日	フジ薬局登戸駅ビル店 多摩区登戸3435
川－30814	令和7年2月28日	阪神調剤薬局鷺沼店 宮前区有馬4－17－22